

カワサキ会計事務所ニュース

令和7年 7月号 第60号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

7月の税務カレンダー

固定資産税 第2期 長崎市ホームページより
所得税の予定納税額の納付 第1期



年金制度改正法が成立しました

令和7年6月13日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が成立しました。今回は一部抜粋してお知らせいたします。

1. 被用者保険の適用拡大

①短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を段階的に撤廃

〔短時間労働者の適用要件〕

- ・賃金が月額8.8万円以上（いわゆる106万の壁） →撤廃
- ・週所定労働時間が20時間以上
- ・学生は適用対象外
- ・51人以上の企業が適用対象 →令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃

②常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。

ただし、経過措置として既存の事業所は当面期限を定めず適用除外。

非適用業種：農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

（注）5人未満の個人事業所は現行どおり非適用

③適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げる。2026年4月施行

3. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ

厚生年金保険の標準報酬月額の上限を65万から75万に3年間かけて段階的に引き上げる

2027.9月：68万→2028.9月：71万→2029.9月：75万

4. 私的年金制度の見直し

個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。

現在の要件に加え、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて引き続き老後の資産形成を継続できるようにするため、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

<所得税等の予定納税額（7月及び11月）について！>

毎年所得税等の確定申告を当事務所に依頼されている顧問先様には、確定申告書等の資料と一緒に「納税額管理表」を提供しております。その「納税額管理表」には、所得税、住民税普通徴収、住民税特別徴収、事業税、消費税の欄があります。

当事務所が顧問先様に令和7年3月頃提供しました「納税額管理表」の 所得税欄（予定納税＝7月及び11月）の金額と税務署より令和7年6月中旬に提供された「令和7年分所得税等の予定納税額の通知書」に記載されている予定納税額が不一致となることが判明しましたので、お知らせします。

内容としては、税務署の通知した予定納税額が当事務所のお知らせした予定納税額より1回当たり10,200円少なくなっております。（扶養家族の人数によっては、20,400円またはそれ以上）その要因としては、令和6年度実施された1人30,000円の特別減税が関係しております。

特別減税は令和6年限りの制度であり、当事務所の計算は特別減税が無いものとして計算し、税務署は特別減税後の所得税等を基礎として計算しております。

いずれにしても、予定納税額は来年度の確定申告において清算しますので、有利、不利の影響はありません。